

入札公告等の概要(参考)

本資料は、本工事の入札公告に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。

本工事の詳細な内容に関しては、公告文及び入札説明書等をご覧ください。

工事名		横浜地方合同他（24）建築改修その他工事
工事種別		建築工事
工事場所(都県)		神奈川県
工事場所(市区町村)		横浜市中区山下町 37－9
工事概要		敷地面積 3,931m ² 1. 建物 1) 庁舎 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上8階地下1階 塔屋2階 建築面積 約1,430m ² 延べ面積 約12,800m ² 用途 庁舎 工事内容 内装改修、建具改修、電気設備改修、機械設備改修 2) 仮庁舎 構造 軽量鉄骨造 地上3階 建築面積 約250m ² 延べ面積 約680m ² 用途 庁舎 工事内容 新築 2. その他 工作物、外構、造園、取りこわし 他
担当事務所		横浜営繕事務所
公告日／期限日／開札日		R 6. 1 0. 2 5 / R 6. 1 1. 2 5 / R 7. 2. 1 2
工 期		工事の始期から 457 日間 (但し、令和 7 年 5 月 1 日（工事着手期限）までに工事を開始すること。)
入札契約方式／落札方式		一般競争入札(標準型)／総合評価落札方式(技術提案評価型 S 型) (W T O) 「技術提案評価型」
競争参加資格要件の概要	等級(ランク)	関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200 点以上であること。 (会社更生法（平成14 年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11 年法律第225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200 点以上であること。)
	企業の施工実績等	平成21年 4 月 1 日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記（ア）又は（イ）のいずれかの要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。） （ア） 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄筋コンクリート造の内装改修を含む工事 （イ） 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄筋コンクリート造の建築物の新築又は増築工事（躯体、外装及び内装を含むものに限る。） ただし、申請できる同種工事の施工実績は 1 件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請

		した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。また、軽微なもの（請負代金額が500万円未満の工事）は、実績として認めない。 上記（ア）又は（イ）の実績が国土交通省が発注した工事又は工事成績相互利用対象工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。 経常建設共同企業体にあっては、構成員のそれぞれが上記（ア）又は（イ）のいずれかの施工実績を有すること。 なお、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。
	配置予定技術者の 資格、工事経験等	次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。また、本発注工事は受注者が工事の始期を発注者が指定する工事着手期限までの間で設定することができる工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任（監理）技術者の配置を要しない。 複数の技術者を申請する場合は、申請するすべての者について次に掲げる基準を満たしていること。 ① 主任技術者は、1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士、又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。あるいは、本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者であること。 監理技術者にあっては、1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。 詳細は入札説明書による。 ② 1人の者が、平成21年4月1日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した下記（ア）又は（イ）のいずれかの要件を満たす同種工事の経験を有すること。ただし、上記期間に育児休業等を取得していた場合及び事業促進PPPに従事していた場合は、その期間と同等の期間を評価期間に加えることができる。詳細は入札説明書による。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。） （ア）鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄筋コンクリート造の内装改修を含む工事 （イ）鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄筋コンクリート造の建築物の新築又は増築工事（躯体、外装及び内装を含むものに限る。） ただし、申請できる同種工事の工事経験は1件のみとし、これを超える件数の工事経験を申請した場合は、申請されたすべての工事を経験として認めない。また、軽微なもの（請負代金額が500万円未満の工事）は、経験として認めない。 上記（ア）又は（イ）の経験が国土交通省が発注した工事又は工事成績相互利用対象工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。 経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち1社の主任（監理）技術者が上記（ア）又は（イ）のいずれかの工事経験を有していればよい。 なお、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事における経験のみ同種工事の経験として認める。 ③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。 ④ 配置予定の主任（監理）技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を入札説明書別記様式－1－1で求めており、その明示がなされない場合は入札に参加できない。詳細は入札説明書による。